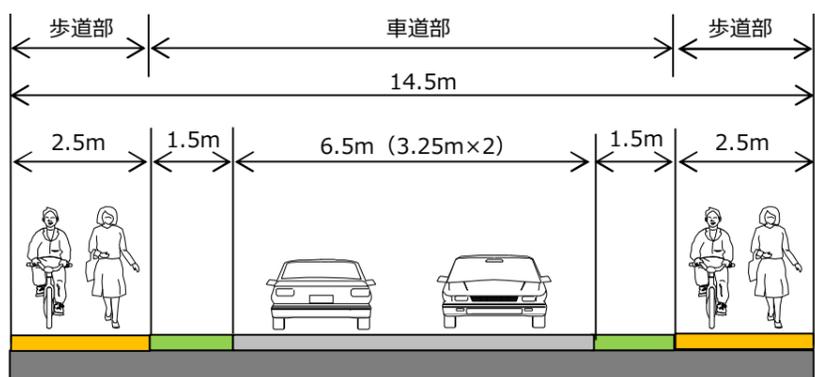


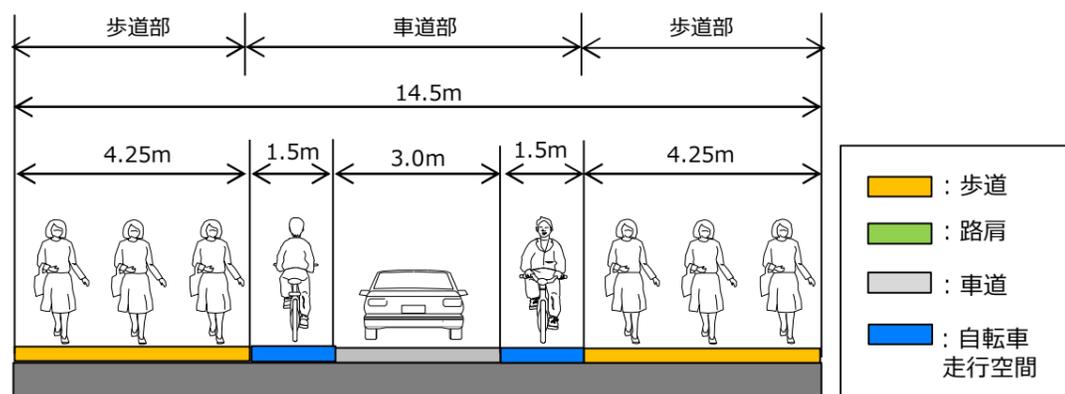
なんさん東西通りの幅員構成について

【自転車走行空間整備イメージ】

■ 現況



■ 整備後



自転車走行空間は矢羽根路面標示等（矢羽根,自転車ピクトグラム）を用いた整備を予定している。

【歩道のサービス水準】

② 歩行者交通に対応し得る充分な施設計画とした上で、さらに快適な歩行環境の形成を行う必要がある。

・ 大規模開発地区は、都市内における交通施設整備の良好な事例となることが相応しいため、高水準のサービスを行うよう充分な幅員とすること。歩行者流量によるサービス水準は次のようであり、水準Aを目指すこと。

A	自由歩行	～27人/m・分
B	やや制約	27～51
C	やや困難	51～71
D	困難	71～87
E	ほとんど不可能	87～100

・ 植樹、特殊舗装（カラー舗装等）、ストリートファニチュアの設置等が行われることが望ましい。

出典：大規模開発地区関連交通計画マニュアル改訂版、H26.6、国土交通省都市局都市計画課

【現況のサービス水準】

・ 2,078人/時間 ÷ (2.5m × 60分)
= **13.9人/m・分**

【整備後のサービス水準】

・ 1,903人/時間 ÷ (4.25m × 60分)
= **7.5人/m・分**

→整備後は2倍程度の歩行者環境向上となる

※歩行者・自転車交通量は
2021年11月27日（土）計測結果
（南側断面ピーク時間）

【自転車走行空間整備 根拠資料】

■ 自転車走行空間の整備形態について

	A 自動車の速度 ^{※1} が高い道路	B A、C以外の道路	C 自動車の速度 ^{※1} が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	分離	分離	混在
整備形態 ^{※2}	自転車道 (構造物による)	自転車専用通行帯	車道混在 (矢羽根型路面表示等で注意喚起)
目安 ^{※3}	速度が50km/h超	A、C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下

※自転車専用通行帯：車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯のこと
※車道混在：自転車と自動車が車道内で混在通行する道路のこと

※1 速度については原則として規制速度を用いるものとするが、当該道路の役割や沿道状況を踏まえた上で、必要に応じて実勢速度を用いるものとする。
※2 自転車通行空間は、自転車専用道路や自転車歩行者専用道路を活用することもできる。
※3 目安として参考に示したものであり、地域の課題やニーズ、交通状況を十分に踏まえた上で検討するものとする。
必要と判断される場合には、完成形態が自転車専用通行帯である道路を自転車道、車道混在である道路を自転車道又は自転車専用通行帯により整備することができるものとする。

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

■ 一方通行における自転車対面通行について

(2) 一方通行道路における車道混在の方法

・ 補助標識「自転車除く」が設置してある一方通行道路では、自動車の一方通行とは逆方向の車道上にも、矢羽根型路面表示等を設置するものとする。幅員に余裕がある場合は、自動車の一方通行とは逆方向の車道上を優先して、自転車専用通行帯に準じた自転車通行空間の幅員の確保及び路面表示を設置することが望ましい。

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン



図Ⅱ-24 一方通行道路における車道混在の例

■ 矢羽根路面標示等の仕様について

仕様	形状	配置	
		歩道あり	歩道なし
	<p>形状</p> <p><標準形^{※1}></p> <p>幅=0.75m</p> <p>角度=1:1.6</p> <p>長さ=1.50m以上</p>		

備考
<p>※1: 自転車は、車道や自転車道の中央から左の部分、その左端に沿って通行することが原則である。このため、路面表示の幅員は、標準仕様を用いない場合でも、この原則を逸脱しない範囲で適切な形状・位置を設定するとともに、自転車通行空間として共有する幅員を自転車利用者とドライバー双方に認識させることが重要である。</p> <p>※2: 矢羽根型路面表示の設置間隔は10mを標準とし、交差点部等の自動車と自転車の交錯の機会が多い区間や、事故多発地点等では設置間隔を密にする。</p> <p>※3: 郊外部においては、視認性を考慮した上で、10mより広い間隔(上限100m程度)で設置することもできる。</p> <p>※4: いずれのタイプも、矢羽根型路面表示の右端を、緑右端又は車道外側線から1.0mの位置に合わせる。</p> <p>※5: 路肩に側溝がある場合は、側溝部分を除いて1.0mとすることが望ましい。</p>

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン



【自転車通行案 重ね図(自転車幅員1.5m)】

平面図 S=1/1000 (A3)

